

An aerial photograph of a vast field of green lettuce plants growing in rows on brown soil. A person with dark hair, wearing a blue shirt, is seen from above in the lower right quadrant, holding a tablet computer. A large yellow rectangular box is positioned in the upper left area, containing Japanese text.

国際サステナビリティ基準審議会
(ISSB)

**IFRS S2号「気候関連開示」
開示チェックリスト**

IFRSサステナビリティ開示基準
2024年1月1日以後に開始する年次報告期間



Building a better
working world

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB) IFRS S2 号「気候関連開示」 開示チェックリスト

企業名: _____ 承認者: _____
報告対象期間: _____ 担当パートナーの承認: _____

指示

説明コメント

このチェックリストは、IFRSサステナビリティ開示基準(ISSB基準)および国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が公表する関連ガイダンスに規定されている、必要な気候関連開示の概要を利用者に提供することを目的としている。企業は、包括的な開示要件と追加の文脈について、関連するISSB基準を直接参照する必要がある。

ISSB基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成する企業は、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項(IFRS S1号)」を常に適用する必要がある。IFRS S1号は、完全な1組のサステナビリティ関連開示の本質的な要素を特定し、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性を規定している。つまり、企業は、サステナビリティ関連情報の「ユニバース」全体について、サステナビリティ関連財務開示を作成及び報告する際にIFRS S1を適用する。IFRS S2号「気候関連開示」は、企業が気候関連のリスク及び機会について開示が要求されている情報をさらに規定している。IFRS S1号とIFRS S2号は、常に一緒に適用する必要がある。従って、当チェックリストには、IFRS S1号とIFRS S2号の両方の開示要件が含まれている。当チェックリストの目的上、IFRS S1号の関連パラグラフの文言は、混乱を避けるため、より一般的な用語である「サステナビリティ関連財務情報」から、より具体的な用語である「気候関連財務情報」に修正されている。IFRS S1号の開示要件に関連するパラグラフの参照は保持されているため、チェックリストの利用者はIFRS S1号を直接参照して詳細を確認することができる。なお、当チェックリストにはIFRS S1号の関連する開示要件が含まれているが、気候関連以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会の開示には対応していない。当チェックリストは毎年更新され、ISSBによって行われるIFRS S1号またはS2号の修正が含まれる。

現地のエンドース(承認)メカニズムの下でISSB基準を適用する企業は、関連する現地の発効日を考慮する必要がある。

重要性和判断

当チェックリストは、開示の適切性や明瞭性、例えば、書式や注記の構造、情報の整理などには触れていない。これらは、企業の個々の事実と状況に基づく判断の問題である。

ISSB基準は、最低限の開示要件を定めている。ただし、最低開示要件は、IFRS S1号のB25で明確にされているように、開示要件が適用される事象または項目が企業にとって重要性がある範囲でのみ適用される。従って、チェックリストを適用する際には、利用者は情報の重要性を慎重に評価する必要がある。重要性がない情報の開示は、状況によっては、気候関連財務開示の関連性を低下させる可能性がある。このような状況では、企業は、IFRS S1号62に従って、重要性がない情報が重要性がある情報を不明瞭にすることがないようにしなければならない。

企業は、IFRS S1号B20からB28までのパラグラフを検討し、開示すべき重要性がある気候関連財務情報を識別する必要がある。IFRS S1号のB20及びB21で述べられているように、企業はIFRS S2号の要件を適用して、重要性がある気候関連財務情報を識別する必要がある。情報に重要性があるかどうかを評価する際には、企業は定量的要因と定性的要因の両方を考慮する必要がある。例えば、企業は、気候関連のリスクや機会が企業に及ぼす影響の大きさと性質を考慮する場合がある。

ISSB基準には、企業が、(1)報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない、かつ(又は)、(2)気候関連財務開示の作成のために企業が利用できるスキル、能力及びリソースに見合ったアプローチを用いなければならない点について言及しているパラグラフが複数含まれている。当チェックリストの目的上、これらの要件が満たされていることを前提としている。従って、これに関連する特定の質問は、当チェックリストには含まれていない。

IFRS S1号10は、ISSB基準に従って作成された気候関連財務情報は、関連性があり、表現しようとしている対象を忠実に表現しなければならない、と述べている。これらは、有用な気候関連財務情報の基本的な質的特性であり、情報に比較可能性、検証可能性、適時性及び理解可能性がある場合は強化される。当チェックリストの目的上、IFRS S1号11から16までの要件が満たされていることを前提としている。従って、当チェックリストには、適正な表示に関する特定の質問は含まれていない。

経過的な救済措置

ISSB基準には、IFRS S1号の付録E及びIFRS S2号の付録Cに記載されているいくつかの経過的な救済措置が含まれている。IFRS S1号E5では、企業がIFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において、企業は気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示することを選択し、サステナビリティ関連情報の「ユニバース」全体の開示を適用2年目まで延期することができるとしている。この救済措置は「気候ファースト」の救済措置として知られている。企業が気候ファーストの救済措置を選択した場合、その企業は、気候関連財務開示を提供するた

めに、適用初年度はIFRS S1号と共にIFRS S2号を適用するだけで済む。企業が気候ファーストの救済措置を選択する場合、その旨を開示しなければならない。企業が気候ファーストの救済措置を選択しない場合、企業は、気候関連財務開示に加えて、サステナビリティ関連のリスク及び機会の全範囲について、サステナビリティ関連財務情報を提供する必要がある。なお、企業がIFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において、気候ファーストの救済措置を選択したかどうかにかかわらず気候関連情報の開示は同じであるため、当チェックリストが適用される点に留意する。当チェックリストにはIFRS S1号の関連する開示要件が含まれているが、気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会の開示には対応していない。

適切な欄にチェックを入れる

各項目には、適切な欄にチェックマークを付けて回答する必要がある。

- ▶ はい = 開示された。「コメント」欄には、関連する開示が行われている気候関連財務開示のセクション(またはページ数)の参照先を付すことができる。
- ▶ いいえ = 開示は適用されるが、開示されていない。「いいえ」とマークされた項目は、経営者が重要性がないと判断したために省略された開示を含め、また、該当する場合は、関連する数値または割合を含めて、ISSB基準への準拠の評価を支援するために、当チェックリストまたは別の調書に省略された理由を示し、説明する必要がある。
- ▶ N/A = たとえば、質問で言及されている取引、事象、または項目が企業に適用されないため、質問は企業に適用されない。

内容

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB) IFRS S2 号「気候関連開示」 開示チェックリスト 1

概念的基礎..... 4

ガバナンス 5

戦略..... 6

リスク管理..... 9

指標と目標..... 9

全般的要求事項 14

判断、不確実性及び誤謬 15

概念的基礎

重要性

企業は、その企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想される気候関連のリスクと機会に関する重要性がある情報を開示しなければならない(S1.17)。

質問: 1 |S1.B32|法令によって企業がそのような情報を開示しないことが容認される場合であっても、重要性がある気候関連財務情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 2 |S1.B33|「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される情報が、法令によって企業が当該情報を開示することが禁止されている場合、企業は、これを開示する必要はない。その理由で重要性がある情報を省略する場合、企業は、開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 3 |S1.B36a|気候関連の機会についての情報が商業上の機密であると判断し、その情報を企業のサステナビリティ関連財務開示から省略した場合、企業は、省略した情報項目のそれぞれについて、S1.B34-B35 の免除を用いている旨を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 4 |S1.B36b|気候関連の機会についての情報が商業上の機密であると判断し、その情報を企業のサステナビリティ関連財務開示から省略した場合、企業は、各報告日時点で、当該情報について S1.B34-B35 の免除が適用されるかどうかを再評価しているか。

☐ ☐ ☐

報告企業

企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならない(S1.20)。

質問: 5 |S1.20|企業の気候関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものか。

☐ ☐ ☐

つながりのある情報

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、その情報が関連する項目の間のつながり及び企業が提供する開示間のつながりを理解できるようにする情報を提供しなければならない。(S1.21)。

質問: 6 |S1.21a|企業は、その情報が関連する項目の間のつながり、つまり企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、さまざまな気候関連のリスク及び機会の間のつながりを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 7 |S1.21b|企業は、企業が提供する(i)気候関連財務開示内のつながり及び(ii)気候関連財務開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書との間のつながりを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 8 |S1.22|企業は、気候関連財務開示が関連する財務諸表を識別しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 9 |S1.23|気候関連財務開示の作成に用いるデータ及び仮定は、「IFRS 会計基準」又はその他の適用される会計基準を考慮した上で可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 10 |S1.24|気候関連財務開示において、通貨が測定単位として特定されている場合、企業は、関連する財務諸表の表示通貨を使用しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 11 |S1.B42a|企業は、開示の間のつながりを明瞭かつ簡潔に説明しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 12 |S1.B42b|「IFRS サステナビリティ開示基準」が、共通の情報項目の開示を要求する場合、不必要な重複を避けているか。

☐ ☐ ☐

質問: 13 |S1.B42c|企業が気候関連財務開示を作成するにあたり用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表を作成するにあたり用いたデータ及び仮定の間の重大な差異についての情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

ガバナンス

ガバナンス

ガバナンスに関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある(S2.05)。

質問: 14 S2.06a-i(1) 企業は、気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人の識別及びそれらに関する情報を開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 15 S2.06a-i(2) 企業は、気候関連のリスク及び機会に関する責任が、その機関又は個人に適用される、付託事項、使命、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 16 S2.06a-ii 企業は、その機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかを、どのように判断しているかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 17 S2.06a-iii 企業は、その機関又は個人に、気候関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報がもたらされているかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 18 S2.06a-iv(1) 企業は、機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する当該企業の意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 19 S2.06a-iv(2) 企業は、機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 20 S2.06a-v(1) 企業は、機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督しているかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 21 S2.06a-v(2) 企業は、機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連する目標に向けた進捗をどのようにモニタリングしているかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 22 S2.06a-v(3) 企業は、関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、また、含まれている場合、どのように含まれているかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 23 S2.06b-i(1) 企業は、気候関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いる、ガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割を開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 24 S2.06b-i(2) 企業は、当該役割が具体的な経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されているかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 25 S2.06b-i(3) 企業は、当該役割が具体的な経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されている場合、当該地位又は委員会に対し、どのように監督が実施されているかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 26 S2.06b-II(1) 企業は、経営者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、統制及び手続を用いているかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 27 S2.06b-ii(2) 経営者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、統制及び手続を用いている場合、企業はこれらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているかを開示しているか。	☐	☐	☐
質問: 28 S2.07 S2.06 の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に従い、企業は、不必要な重複を避けているか。	☐	☐	☐

戦略

気候関連のリスク及び機会

戦略に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある(S2.08)。

質問: 29 | S2.10a | 企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を記述しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 30 | S2.10b | 企業が識別した気候関連のリスクのそれぞれについて、当該リスクを企業が気候関連の物理的リスク又は気候関連の移行リスクのいずれと考えているかを説明しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 31 | S2.10c | 企業が識別した気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて、当該気候関連のリスク及び機会の影響がどのような時間軸(短期、中期又は長期)において発生すると合理的に見込み得るかを特定しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 32 | S2.10d(1) | 企業がどのように「短期」、「中期」及び「長期」を定義しているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 33 | S2.10d(2) | 企業は、「短期」、「中期」及び「長期」の定義がどのように企業の戦略的意思決定に用いる計画期間とつながっているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 34 | S2.12 | 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に定義されている産業別の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しているか。

☐ ☐ ☐

ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響を理解できるようにする情報を開示しなければならない(S2.13)。

質問: 35 | S2.13a | 企業は、気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響の記述を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 36 | S2.13b | 企業は、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスク及び機会が集中しているか(例えば、地域、施設及び資産の種類)の記述を開示しているか。

☐ ☐ ☐

戦略及び意思決定

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響を理解できるようにする情報を開示しなければならない(S2.14)。

質問: 37 | S2.14a-i(1) | 企業は、企業自身の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 38 | S2.14a-i(2) | 企業は、企業が設定した気候関連の目標をどのようにして達成する計画であるかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 39 | S2.14a-i(3) | 企業は、法令により企業が満たすことが要求されている目標がある場合には、当該目標をどのようにして達成する計画であるかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 40 | S2.14a-i(4) | 企業は、気候関連のリスク及び機会に対処するための企業のビジネス・モデル(資源配分を含む。)に対する現在の及び予想される変更を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 41 | S2.14a-ii | 企業は、現在の及び予想される直接的な緩和及び適応の取組みを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 42 | S2.14a-iii | 企業は、現在の及び予想される間接的な緩和及び適応の取組みを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 43 | S2.14a-iv | 企業は、企業が有している気候関連の移行計画、移行計画の作成に用いた主要な仮定及び移行計画が依拠する依存関係に関する情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 44 | S2.14a-v | 企業は、S2.33-36 に従って記述された、気候関連の目標(温室効果ガス排出目標を含む。)がある場合、当該目標をどのように達成することを計画しているかに関する情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 45 | S2.14b | 企業は、S2.14(a)に従って開示される活動について、企業がどのように資源を確保しているか、また、どのように確保する計画であるかに関する情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 46 | S2.14c | 企業は、S2.14(a)に従って、過去の報告期間に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

開示

はい いいえ 該当なし 参照/説明

財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響(現在の財務的影響及び予想される財務的影響)を理解できるようにする情報を開示しなければならない(S2.15)。

質問: 47 |S2.15b|企業は、気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮したうえで、気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響(予想される財務的影響)を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 48 |S2.15a|S2.16a|企業は、気候関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えたか(現在の財務的影響)に関する定量的及び定性的情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 49 |S2.16b|企業は、次の年次報告期間中に関連する財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある。質問 48/S2.16(a)において識別された気候関連のリスク及び機会に関する定量的及び定性的情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 50 |S2.16c|企業は、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえ、企業の投資計画及び処分計画(企業が契約上約束していない計画も含む。)や企業の戦略を遂行するために計画している資金源を考慮し、短期、中期及び長期にわたり、企業が、企業自身の財政状態について、どのように変化すると見込んでいるかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 51 |S2.16d|企業は、気候関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業が、企業自身の財務業績及びキャッシュ・フローについて、どのように変化すると見込んでいるか(例えば、低炭素経済に則した製品及びサービスによる売上の増加、気候事象から生じる資産への物理的な損害から生じるコスト、並びに気候への適応又は緩和に関連する費用)を開示しているか。

☐ ☐ ☐

定量的情報を提供するにあたり、企業は単一の数値又は数値の範囲を開示することができる(S2.17)。企業は、気候関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される財務的影響に関して、影響が区分して識別できない場合、または影響を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない場合、定量的情報を提供する必要はない(S2.19)。

さらに、企業が定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合、企業は、気候関連のリスク又は機会に関する予想される財務的影響に関する定量的情報を提供する必要はない(S2.20)。

質問: 52 |S2.21a|企業が、S2.19-20 に示す条件を適用し、気候関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される財務的影響に関する定量的情報を提供する必要はないと判断する場合、企業は、企業が定量的情報を提供していない理由を説明しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 53 |S2.21b|企業が、S2.19-20 に示す条件を適用し、気候関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される財務的影響に関する定量的情報を提供する必要はないと判断する場合、それらの財務的影響に関する定性的情報を提供しているか(気候関連のリスク又は機会が影響を与える可能性が高いか、又は影響を与えた、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。)

☐ ☐ ☐

質問: 54 |S2.21c|企業が、S2.19-20 に示す条件を適用し、気候関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される財務的影響に関する定量的情報を提供する必要はないと判断する場合、その気候関連のリスク又は機会と、他の気候関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報を提供しているか(複合的な財務的影響に関する定量的情報が有用でない)と企業が判断する場合を除く。)

☐ ☐ ☐

気候レジリエンス

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、企業が識別した気候関連のリスク及び機会を考慮したうえで、気候関連の変化、進展及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、企業自身の気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いなければならない(S2.B1-B18)。

定量的情報を提供するにあたり、企業は、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。(S2.22)

質問: 55 |S2.22a-i(1)|気候レジリエンスの評価が、企業の戦略及びビジネス・モデルに影響がある場合、当該影響を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 56 |S2.22a-i(2)|企業は、気候関連のシナリオ分析において識別された影響に、どのように対応する必要があるかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 57 |S2.22a-II|企業は、企業の気候レジリエンスの評価において考慮された重大な不確実性の領域を開示しているか。

☐ ☐ ☐

	開示			
	はい	いいえ	該当なし	参照/説明
質問: 58 S2.22a-iii 企業は、気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり、企業の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する企業の能力を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 59 S2.22a-iii-1 企業は、気候関連のシナリオ分析において識別された影響に対応する(気候関連のリスクに対処すること及び気候関連の機会を利用することを含む。)ための、企業の既存の金融資源の利用可能性及び柔軟性を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 60 S2.22a-iii-2 企業は、既存の資産を再配置、再利用、性能向上又は廃棄する企業の能力を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 61 S2.22a-iii-3 企業は、気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応及び機会に対する、企業の現在の及び計画されている投資の影響を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 62 S2.22b 企業は、どのように、また、いつ、気候関連のシナリオ分析を実施したのかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 63 S2.22b-i-1 企業は、企業が分析に用いた気候関連のシナリオ及びそれらのシナリオの情報源を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 64 S2.22b-i-2 企業は、分析に多様な範囲の気候関連のシナリオを含めたかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 65 S2.22b-i-3 企業は、分析に用いた気候関連のシナリオは、気候関連の移行リスク又は気候関連の物理的リスクのいずれに関連するものかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 66 S2.22b-i-4 企業は、企業が用いたシナリオの中に、気候変動に関する最新の国際協定と整合する気候関連のシナリオが含まれるかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 67 S2.22b-i-5 企業は、企業が選択した気候関連のシナリオが、気候関連の変化、進展又は不確実性に対する当該企業のレジリエンスの評価に関連すると判断した理由を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 68 S2.22b-i-6 企業は、企業がシナリオ分析に用いた時間軸を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 69 S2.22b-i-7 企業は、企業がシナリオ分析に用いた事業の範囲(例えば、分析に用いられた事業の所在地及び事業単位)を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 70 S2.22b-II-1 企業は、企業が事業を営む法域における気候関連の政策を含む企業がシナリオ分析において前提とした主要な仮定を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 71 S2.22b-II-2 マクロ経済の動向に関する仮定を含め、企業がシナリオ分析において前提とした主要な仮定を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 72 S2.22b-ii-3 企業は、国又は地域レベルの変数(例えば、地域の気象パターン、人口統計、土地利用、インフラ及び天然資源の利用可能性)を含む、企業がシナリオ分析において前提とした主要な仮定を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 73 S2.22b-ii-4 企業は、エネルギーの使用及びその組み合わせを含む、企業がシナリオ分析において前提とした主要な仮定を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 74 S2.22b-ii-5 企業は、技術の進展を含む、企業がシナリオ分析において前提とした主要な仮定を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 75 S2.22b-iii 企業は、気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間を開示しているか (S2.B18 参照)。	☐	☐	☐	
質問: 76 S2.23 S2.13-22 の要求事項を満たす開示を作成するにあたり、企業は、S2.29 に記載されている産業横断的指標カテゴリー、及び S2.32 に記載されている「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しているか。	☐	☐	☐	

リスク管理

リスク管理

リスク管理に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングする企業のプロセス(それらのプロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、情報をもたらすかどうか、また、統合され、情報をもたらす場合、どのように統合され、情報をもたらすかを含む。)を理解できるようにすることにある(S2.24)。

質問: 77 |S2.25a| 企業は、企業が気候関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 78 |S2.25a-i| 企業は、企業が用いるインプット及びパラメータ(例えば、データ・ソース及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報)を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 79 |S2.25a-II| 企業は、企業が気候関連のリスクの識別に情報をもたらすために、気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 80 |S2.25a-iii| 企業は、それらのリスクの影響の性質、発生可能性及び規模を企業がどのように評価しているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 81 |S2.25a-IV| 企業は、企業が他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクを優先順位付けしているかどうか、また、優先順位付けしている場合、どのように優先順位付けしているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 82 |S2.25a-v| 企業は、企業が気候関連のリスクをどのようにモニタリングしているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 83 |S2.25a-vi| 企業は、過去の報告期間と比較して、気候関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために企業が用いるプロセスを変更したかどうか、また、変更した場合、どのように変更したかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 84 |S2.25b(1)| 企業は、企業が気候関連の機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセスを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 85 |S2.25b(2)| 企業は、気候関連の機会の識別に情報をもたらすために、気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかに関する情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 86 |S2.25c| 企業は、気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度及びどのように統合され、情報をもたらしているかを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 87 |S2.26|S2.25 の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、IFRS S1.B42(b)に従い、企業は、不必要な重複を避けているか。

☐ ☐ ☐

指標と目標

一般的な要件

指標と目標に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、企業が設定した気候関連目標や法令により達成が義務付けられている目標の進捗状況など、気候関連のリスクと機会に関する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることにある(S2.27)。

質問: 88 |S1.53| 企業は、指標及び目標について、意味のある、明瞭かつ正確な名称及び記述を用いて名付け、定義しているか。

☐ ☐ ☐

温室効果ガス

企業は、報告期間中に生成した温室効果ガス排出量の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報を開示しなければならない(S2.29(a))。

質問: 89 |S2.29a-i| 企業は、報告期間中に企業が生成したスコープ 1、2、3 の温室効果ガス排出の絶対総量(CO2 換算トン)を個別に開示しているか(S2.B19-B22 を参照)。

☐ ☐ ☐

質問: 90 |S2.29a-II(1)|S2.B28a| 法域の当局又は企業が上場する取引所が、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004 年)」とは異なる方法を用いることを要求している場合、企業は、温室効果ガス排出量を決定するために当該異なる方法を使用する際には、適用した当該方法及び測定アプローチを開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 91 |S2.29a-II(2)|S2.B28b| 法域の当局又は企業が上場する取引所が、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004 年)」とは異なる方法を用いることを要求している場合、企業は、

☐ ☐ ☐

	開示			はい	いいえ	該当なし	参照/説明
当該異なる方法及び測定アプローチを企業が選択した際にはその理由及びそのアプローチがどのように S2.27 の開示目的と関連しているかを開示しているか。							
質問: 92 S2.29a-iii(1) 企業は、温室効果ガス排出を測定するために用いた、測定アプローチ、インプット及び仮定を開示しているか(S2.B26-B29 を参照)。	☐	☐	☐				
質問: 93 S2.29a-iii(2) 企業は、温室効果ガス排出量を測定するために用いた、測定アプローチ、インプット及び仮定を企業が選択した理由を開示しているか(S2.B26-B29 を参照)。	☐	☐	☐				
質問: 94 S2.29a-iii(3) 企業は、報告期間において当該測定アプローチ、インプット及び仮定に対して企業が変更を行った場合、その内容及び変更の理由を開示しているか(S2.B26-B29 を参照)。	☐	☐	☐				
質問: 95 S2.29a-iv スコープ 1 および 2 の温室効果ガス排出を、連結会計グループと他の投資先(関連会社、共同支配企業、非連結子会社など)に分けて開示しているか。	☐	☐	☐				
質問: 96 S2.29a-v(1) 企業は、ロケーション基準によるスコープ 2 排出を開示しているか。	☐	☐	☐				
質問: 97 S2.29a-v(2) 企業は、スコープ 2 の温室効果ガス排出について利用者の理解に必要な契約証書に関する情報を開示しているか。	☐	☐	☐				
質問: 98 S2.29a-vi(1) 企業は、スコープ 3 排出の測定値に含めたカテゴリーを開示しているか。	☐	☐	☐				
質問: 99 S2.B56a スコープ 3 の温室効果ガス排出が、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのインプットを使用して測定されている程度を開示しているか。	☐	☐	☐				
質問: 100 S2.B56b スコープ 3 の温室効果ガス排出が、検証されたインプットを使用して測定されている程度を開示しているか。	☐	☐	☐				

温室効果ガス - ファイナンス・エミッション

企業は、報告期間中に発生したファイナンス・エミッションを開示しなければならない(S2.29(vi)(2))。

質問: 101 S2.29a-vi(2) 企業の活動に資産運用、商業銀行又は保険が含まれる場合、その企業は関連する活動のファイナンス・エミッションを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 102 S2.B61a 資産運用: スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の温室効果ガス排出に分解された、企業自身のファイナンス・エミッションの絶対総量を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 103 S2.B61b 資産運用: 質問 102/S2. B61a で分解された項目のそれぞれについて、ファイナンス・エミッションの開示に含まれる運用資産残高(AUM)の総額を開示(企業の財務諸表の表示通貨で表される)しているか。	☐	☐	☐	
質問: 104 S2.B61c(1) 資産運用: ファイナンス・エミッションの計算に含まれる企業の AUM 総額の割合を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 105 S2.B61c(2) 資産運用: 当該割合が 100%未満の場合、除外したことについて説明する情報(資産の種類及び関連する AUM の金額を含む。)を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 106 S2.B61d 資産運用: ファイナンス・エミッションを計算するために用いた方法(投資の規模に関連して企業の排出のシェアを帰属させるために企業が用いた配分方法を含む。)を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 107 S2.B62a(1) 商業銀行: 各産業について、資産クラス別に、スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の温室効果ガス排出に分解された、ファイナンス・エミッションの絶対総量を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 108 S2.B62a(2) 商業銀行: 産業別に分解する場合、取引相手方の分類には、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準」(GICS)の 6 桁の産業レベルのコードを使用しているか。	☐	☐	☐	
質問: 109 S2.B62a(3) 商業銀行: 資産クラス別に分解する場合、開示には融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含めているか。	☐	☐	☐	
質問: 110 S2.B62a(4) 商業銀行: その他の資産クラスについてファイナンス・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めているか。	☐	☐	☐	
質問: 111 S2.B62b(1) 商業銀行: 企業の財務諸表の表示通貨で表される資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャーを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 112 S2.B62b(2) 商業銀行: 資金提供された金額について、IFRS 会計基準又はその他の会計基準に準拠して作成されたかにかかわらず、資金提供された帳簿価額(該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額)として計算したグロス・エクスポージャーを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 113 S2.B62b(3) 商業銀行: 未実行のローンコミットメントについて、企業は実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示しているか。	☐	☐	☐	

	開示			参照/説明
	はい	いいえ	該当なし	
質問: 114 S2.B62c(1) 商業銀行:ファイナンスド・エミッションの計算に含めた企業のグロス・エクスポートの割合を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 115 S2.B62c(2) 商業銀行:ファイナンスド・エミッションの計算に含めた企業のグロス・エクスポートの割合が 100%未満の場合、除外された資産の種類を含め、除外したことについて説明する情報を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 116 S2.B62c(3) 商業銀行:資金提供された金額について、該当ある場合、リスク緩和のすべての影響をグロス・エクスポートから除外しているか。	☐	☐	☐	
質問: 117 S2.B62c(4) 商業銀行:ファイナンスド・エミッションの計算に含めた未実行のローン・コミットメントの割合を区別して開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 118 S2.B62d 商業銀行:企業自身のファイナンスド・エミッションを計算するために用いた方法(企業のグロス・エクスポートの規模に関連して企業自身の排出のシェアを帰属させるために企業が用いた配分方法を含む。)を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 119 S2.B63a(1) 保険産業:各産業について、資産クラス別にスコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の温室効果ガス排出に分解された、ファイナンスド・エミッションの絶対総量を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 120 S2.B63a(2) 保険産業:産業別に分類する場合、取引相手方の分類には、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準(GICS)」の 6 桁の産業レベルのコードを使用しているか。	☐	☐	☐	
質問: 121 S2.B63a(3) 保険産業:資産クラス別に分類する場合、開示には、融資、債券及び株式投資並びに未実行のローン・コミットメントを含めているか。	☐	☐	☐	
質問: 122 S2.B63a(4) 保険産業:企業がその他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めているか。	☐	☐	☐	
質問: 123 S2.B63b(1) 保険産業:企業の財務諸表の表示通貨で表される資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポートを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 124 S2.B63b(2) 保険産業:資金提供された金額について、IFRS 会計基準又はその他の会計基準に準拠して作成されたかにかかわらず、資金提供された帳簿価額(該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額)として計算されたグロス・エクスポートを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 125 S2.B63b(3) 保険産業:未実行のローンコミットメントについて、企業は実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 126 S2.B63c(1) 保険産業:ファイナンスド・エミッションの計算に含めた企業のグロス・エクスポートの割合を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 127 S2.B63c(2) 保険産業:ファイナンスド・エミッションの計算に含めた企業のグロス・エクスポートの割合が 100%未満の場合、除外された資産の種類を含め、除外したことについて説明する情報を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 128 S2.B63c(4) 保険産業:ファイナンスド・エミッションの計算に含めた未実行のローンコミットメントの割合を個別に開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 129 S2.B63d 保険産業:企業自身のファイナンスド・エミッションを計算するために用いた方法(企業のグロス・エクスポートの規模に関連して企業自身の排出のシェアを帰属させるために企業が用いた配分方法を含む。)を開示しているか。	☐	☐	☐	
その他の産業横断的指標				
企業は、S2.B65 に含まれる側面を考慮して、気候関連の物理的リスク、移行リスク、機会、資本投下、内部炭素価格、報酬の産業横断的指標カテゴリーを開示しなければならない(S2.29(b)-(g);S2.B64)。S2.29(b)から(d)の要件を満たすための開示を準備するにあたり、企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない(S2.30)。				
質問: 130 S2.29b 移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値と割合を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 131 S2.29c 物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値と割合を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 132 S2.29d 企業は、気候関連の機会と整合した資産または事業活動の数値と割合を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 133 S2.29e 企業は、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資の金額を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 134 S2.29f-i(1) 意思決定に炭素価格を適用しているかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐	

	開示			
	はい	いいえ	該当なし	参照/説明
質問: 135 S2.29f-i(2) 企業は、意思決定において炭素価格をどのように適用しているかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 136 S2.29f-ii 企業は、温室効果ガス排出コストの評価に用いている、温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 137 S2.29g-i(1) 企業は、気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれているかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 138 S2.29g-i(2) 気候関連の考慮事項が、役員報酬にどのように組み込まれているのかについてを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 139 S2.29g-ii 企業は、当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結び付いているもののパーセンテージを開示しているか。	☐	☐	☐	

産業別の指標

企業は、特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付ける他の共通の特徴に関連する産業別の指標を開示する必要がある。企業が開示する産業別の指標を決定するにあたり、企業は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に記述されている産業別の開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない(S2.32)。

質問: 140 S2.32 企業は産業別の指標を開示しているか。	☐	☐	☐
-----------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

企業固有の指標

企業は、IFRS サステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標について開示しなければならない(S1.49)。

質問: 141 S1.49 企業が IFRS サステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を開示する場合、その情報源と得た指標を識別しているか。	☐	☐	☐
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 142 S1.50a(1) 指標が企業により作成されたものである場合、指標がどのように定義されているかは開示されているか。	☐	☐	☐
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 143 S1.50a(2) 指標が企業により作成されたものである場合、当該指標が IFRS サステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整することにより得られたものかどうか、また、そのように得られたものである場合、どの情報源からであり、企業が開示する指標がその情報源で定める指標とどのように異なるかを開示しているか。	☐	☐	☐
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 144 S1.50b 指標が企業により作成されたものである場合、その指標が、絶対指標であるか、その他の指標との関連で表現されている指標であるか、定性的な指標であるかが開示されているか。	☐	☐	☐
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 145 S1.50c 指標が企業により作成されたものである場合、当該指標が第三者によって検証されているかどうか、検証されている場合は誰によって検証されているかを開示しているか。	☐	☐	☐
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 146 S1.50d 指標が企業により作成されたものである場合、当該指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット(用いた算定方法の限界及び置いた重大な仮定を含む。)が開示されているか。	☐	☐	☐
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

気候関連の目標

企業は、戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した定量的及び定性的な気候関連の目標並びに法令により満たすことが要求されている目標を開示する必要がある(これらの目標には、温室効果ガス排出目標を含む)(S2.33)。

S2.33-34 に記述された目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために使用される指標を識別し、開示するにあたり、企業は、適用される IFRS サステナビリティ開示基準に記述されているものを含む、産業横断的指標(S2.29 を参照)および産業別の指標(S2.32 を参照)、または IFRS S1 号の要件を満たす他の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない(S2.37)。

質問: 147 S2.33 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した定量的及び定性的な気候関連の目標並びに法令により満たすことが要求されている目標がある場合には、当該目標(これらの目標には、温室効果ガス排出目標を含む)を開示しているか。	☐	☐	☐
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 148 S2.33a 企業は、各目標を設定するために用いる指標を開示しているか。	☐	☐	☐
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 149 S2.33b 企業は、各目標の目的を開示しているか。	☐	☐	☐
-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 150 S2.33c 企業は、各目標が適用される企業の部分を開示しているか。	☐	☐	☐
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 151 S2.33d 企業は、各目標が適用される期間を開示しているか。	☐	☐	☐
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 152 S2.33e 企業は、各目標の進捗が測定される基礎となる期間を開示しているか。	☐	☐	☐
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------

質問: 153 S2.33f 企業は、各目標について、マイルストーンや中間目標を開示しているか。	☐	☐	☐
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

	開示			
	はい	いいえ	該当なし	参照/説明
質問: 154 S2.33g 企業は、定量的な各目標について、それが絶対量目標か原単位目標かを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 155 S2.33h 各目標について、企業は、気候変動に関する最新の国際協定やその協定から生じる法域の約束が、目標にどのように情報をもたらしたかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 156 S2.34 企業は、目標のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ、及び目標のそれぞれに対する進捗をどのようにモニタリングするかに関する情報を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 157 S2.34a 各目標とその設定についての方法論が第三者によって検証されているかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 158 S2.34b 企業は、各目標をレビューするためのプロセスを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 159 S2.34c 企業は、各目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 160 S2.34d 企業は、目標の見直し及びそれらの見直しの説明を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 161 S2.35 企業は、気候関連の目標のそれぞれに対するパフォーマンス、及び企業のパフォーマンスの傾向又は変化についての分析に関する情報を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 162 S2.36a 企業は、各温室効果ガス排出目標について、どの温室効果ガスが目標の対象となっているかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 163 S2.36b 企業は、各温室効果ガス排出目標について、スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の温室効果ガス排出が目標の対象となっているかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 164 S2.36c(1) 企業は、各温室効果ガス排出目標について、その目標がグロス温室効果ガス排出目標かネット温室効果ガス排出目標かを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 165 S2.36c(2) 企業は、各ネット温室効果ガス排出目標について、企業は関連するグロス温室効果ガス排出目標を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 166 S2.36d 企業は、各温室効果ガス排出目標について、セクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 167 S2.36e 企業は、ネット温室効果ガス排出目標がある場合、当該目標を達成するために温室効果ガス排出をオフセットすることを目的とした、企業によるカーボン・クレジットの計画された使用について開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 168 S2.36e-i カーボンクレジットの計画された利用について説明するにあたり、企業は、ネット温室効果ガス排出目標を達成するために、カーボン・クレジットの使用に依拠する程度及びどのように依拠するかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 169 S2.36e-II カーボンクレジットの計画された利用について説明するにあたり、企業はどの第三者スキームによって当該カーボン・クレジットが検証又は認証されるかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 170 S2.36e-iii(1) カーボンクレジットの計画された利用について説明するにあたり、企業は、使用する炭素クレジットの種類を開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 171 S2.36e-iii(2) カーボンクレジットの計画された利用について説明するにあたり、企業は、基礎となるオフセットが自然に基づくものか、技術的な炭素除去に基づくものかを明らかにしているか。	☐	☐	☐	
質問: 172 S2.36e-iii(3) カーボンクレジットの計画された利用について説明するにあたり、企業は、基礎となるオフセットが達成されるのは、炭素削減によるものか、炭素除去によるものかを開示しているか。	☐	☐	☐	
質問: 173 S2.36e-IV カーボンクレジットの計画された利用について説明するにあたり、企業は、企業が使用することを計画するカーボン・クレジットの信頼性及び誠実性を一般目的財務報告書の利用者が理解するために必要なその他の要素を開示しているか。	☐	☐	☐	

全般的な要求事項

ガイダンスの情報源

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、IFRS サステナビリティ開示基準を適用しなければならない(S1.54)。

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する適用される開示要求を識別するにあたり、企業は、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準を適用しなければならない(S1.56)。

気候関連のリスク及び機会を識別するために、IFRS サステナビリティ開示基準に加え、企業は、SASB スタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない(S1.55a)。

サステナビリティ関連のリスクまたは機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業は、SASB スタンダードに含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない(S1.58a)。

質問: 174 |S1.59a|企業は、企業が気候関連財務開示の作成(該当ある場合には、SASB スタンダードにおける開示トピックの識別を含む。)にあたり適用した、具体的な基準、公表文書、産業の実務及び他のガイダンスの情報源を識別しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 175 |S1.59b|企業が気候関連財務開示の作成(適用される指標の識別を含む。)にあたり適用した、IFRS サステナビリティ開示基準、SASB スタンダード又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業を識別しているか。

☐ ☐ ☐

開示の記載場所

企業は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される開示について、企業の一般目的財務報告書の一部として提供することが要求される(S1.60)。

質問: 176 |S1.60|IFRS サステナビリティ開示基準で義務付けられている開示を、企業の一般目的財務報告書の一部として提供しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 177 |S1.62|企業は、IFRS サステナビリティ開示基準により要求される情報について、規制当局が要求する情報など、他の要求事項を満たすために開示する情報と同じ場所に開示する場合、気候関連財務開示が明瞭に識別可能であり、当該追加的な情報によって不明瞭にならないことを確保しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 178 |S1.647a|IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報が、企業が公表した他の報告書に相互参照により含められる場合、気候関連財務開示において、当該情報が所在している報告書を明瞭に識別し、当該報告書へのアクセス方法を説明しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 179 |S1.647b|IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報が、企業が公表した他の報告書に相互参照により含められる場合、当該相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行われているか。

☐ ☐ ☐

報告のタイミング

企業は、気候関連財務開示に関連する財務諸表と同時に報告し、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない(S1.64)。

質問: 180 |S1.64|企業は、気候関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告し、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としているか。

☐ ☐ ☐

質問: 181 |S1.66a|企業が報告期間の末日を変更して、12 か月よりも長い期間又は短い期間について気候関連財務情報を提供する場合、企業は気候関連財務開示の対象期間を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 182 |S1.66b|企業が報告期間の末日を変更して、12 か月よりも長い期間又は短い期間について気候関連財務情報を提供する場合、企業は 12 か月よりも長い期間または短い期間を使用している理由を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 183 |S1.66c|企業が報告期間の末日を変更して、12 か月よりも長い期間又は短い期間について気候関連財務情報を提供する場合、気候関連開示で開示された金額が完全に比較可能ではない旨を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 184 |S1.67|企業が、報告期間の末日後であるがサステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に、報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、新たな情報に照らして、その状況に関連する開示を更新しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 185 |S1.68|一般目的財務報告書企業は、報告期間の末日後であるがサステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に発生する取引、その他の事実及び状況に関する情報について、その情報を開示しないことにより、一般目的財務報告書の主要な利用者がその報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、その情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

開示

はい いいえ 該当なし 参照/説明

比較情報

企業は、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報およびその他の関連情報を開示しなければならない(S1.70)。

質問: 186 |S1.70|企業は、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 187 |S1.B50a|企業は、前期に開示された見積られた数値に関連する新たな情報を識別し、当該情報がその期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、そうすることが実務上不可能である場合又は指標が将来予測的なものである場合(S1.B51 を参照)を除き、新たな情報を反映した見直された比較対象の数値を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 188 |S1.B50b| 企業は、前期に開示された見積られた数値に関連する新たな情報を識別し、当該情報がその期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、そうすることが実務上不可能である場合又は指標が将来予測的なものである場合(S1.B51 を参照)を除き、前期に開示された数値と見直された比較対象の数値との差異を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 189 |S1.B50c|企業は、前期に開示された見積られた数値に関連する新たな情報を識別し、当該情報がその期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、そうすることが実務上不可能である場合または指標が将来予測的なものである場合(S1.B51 を参照)を除き、比較対象の数値を見直した理由を説明しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 190 |S1.B52a|企業が報告期間において指標を再定義するかこれを置き換える場合、実務上不可能でない限り、見直された比較対象の数値を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 191 |S1.B52b|企業が報告期間において指標を再定義するかこれを置き換える場合、変更の内容を説明しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 192 |S1.B52c|企業が報告期間において指標を再定義するかこれを置き換える場合、変更の理由(再定義されたか、又は置き換えられた指標がより有用な情報を提供する理由を含む。)を説明しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 193 |S1.B53| 企業は、報告期間において新たな指標を導入する場合、そうすることが実務上不可能でない限り、当該指標に関する比較対象の数値を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 194 |S1.B54|前期の比較対象の数値を見直すことが実務上不可能である場合、企業は、その旨を開示しているか。

☐ ☐ ☐

準拠表明

気候関連財務開示が IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠する企業は、準拠に関する明示的かつ無限定の表明を行わなければならない (S1.72)。

質問: 195 |S1.72|企業の気候関連財務開示が IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠している場合、企業は準拠に関する明示的かつ無限定の表明を行っているか。

☐ ☐ ☐

判断、不確実性及び誤謬

判断

企業は、気候関連財務開示の作成過程で行った判断に関する情報を開示しなければならない (S1.74)。

質問: 196 |S1.74|企業は、気候関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、数値の見積りを伴うものとは別に、これらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断を理解できるようにする情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

測定の不確実性

企業は、気候関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を理解できるようにする情報を開示しなければならない(S1.77)。

質問: 197 |S1.77|企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を理解できるようにする情報を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 198 |S1.78a|企業は、開示された数値のうち、測定の不確実性の程度が高いものを識別しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 199 |S1.78b(1)|企業は、開示された測定の不確実性の程度が高いそれぞれの数値について、測定の不確実性の源泉を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 200 |S1.78b(2)|企業は、開示された測定の不確実性の程度が高いそれぞれの数値について、企業が数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断を開示しているか。

☐ ☐ ☐

開示

はい いいえ 該当なし 参照/説明

誤謬

企業は、重要性がある過去の期間の誤謬について、そうすることが実務上不可能でない限り、開示された過去の期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正しなければならない(S1.83)。

質問: 201 |S1.83|企業は、実務上不可能でない限り、過去の期間の誤謬を訂正するために比較情報を修正再表示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 202 |S1.B58a|企業は、企業の過去の期間の気候関連財務開示に重要性がある誤謬を識別した場合、過去の期間の誤謬の性質を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 203 |S1.B58b|企業は、企業の過去の期間の気候関連財務開示に重要性がある誤謬を識別した場合、開示されている過去の各期間について、実務上可能な範囲で訂正した内容を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 204 |S1.B58c|企業は、企業の過去の期間の気候関連財務開示に重要性がある誤謬を識別した場合で、誤謬の訂正が実務上不可能である場合、その状態が存在するに至った状況及び誤謬がどのように、また、いつから訂正されているかの説明を開示しているか。

☐ ☐ ☐

質問: 205 |S1.B59|表示されている過去のすべての期間について誤謬の影響を判断することが実務上不可能である場合には、企業は、実務上可能な最も古い日付から誤謬を訂正して比較情報を修正再表示しているか。

☐ ☐ ☐

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY 社が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://elfrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料は、001022-24Gbl の翻訳版です。

[ey.com /ja_jp](https://ey.com/ja_jp)